

奨学金制度規程

(目的)

第1条 この規程は、成績、人物とも優秀な素質を持っていることが認められる者及び経済的負担の軽減を通じて本校に就学することを奨励するため兄弟姉妹で就学している者の一方並びに本校の教職員（非常勤講師、課外講師、舎監を除く。以下「職員」という。）の子女を奨学生として、本校独自の奨学金を支給する。

(対象)

第2条 全学年を通して、該当者を次のように定める。

- (1) 中学校在学中における学業成績と、入学試験の成績が極めて優秀な者又はクラブ活動に著しい成績を有する者で、一般生徒の模範と認められた者
若干名
- (2) 本校在学中において学業成績又はクラブ活動が著しく進歩した者で、一般生徒の模範と認められた者
若干名
- (3) 本校に兄弟姉妹で就学している場合の一方の者
- (4) 本校の教職員の子女

(奨学金)

第3条 前条第1号及び第2号の該当者に支給する奨学金の額は、学則第27条に規定する学校納金の全額又は授業料の全額とする。

2 前条第3号の該当者に支給する奨学金の額は、授業料の全額とする。

3 前条第4号の該当者に支給する奨学金の額は、学校納金の全額とする。

職員が本校在職中の奨学金は、相当額を「その他の手当」として支給するものとする。ただし、職員が退職したときは、「奨学金」として支給するものとする。

4 学校長は会、奨学生選考委員会の選考に基づき、毎年度その該当者を決定する。

5 奨学金の支給については、高等学校等就学支援金支給額を差し引くものとする。但し、所得制限にかかる者についてはこの限りではない。

(期間)

第4条 支給期間は、当該年度内とする。

(手続)

第5条 希望者は、所定の関係書類に必要事項を記入のうえ、学校長に申請しなければならない。

(資格喪失)

第6条 不適格と認められた場合には、資格を失うものとする。

(細則)

第7条 この規程に必要な細則は、別に定める。

(施行日)

第8条 この規程は、昭和53年度から施行する。

附 則

この規程は、昭和54年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から適用する。

附 則 (平成6年9月議決)

この規程は、平成7年4月1日から適用する。

(内容、第3条に「授業料の半額」を加える。)

附 則

この規程は、平成13年4月1日から適用する。

(内容、姉妹及び教職員の子女の就学奨励にかかわる条項)

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

「鳥取女子高等学校」を「鳥取敬愛高等学校」に改める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

「特待生」を「奨学生」に、「特待生審査委員会」を「奨学生選考委員会」に改める。さらに、第3条第1項の学則の条項を改め、第3条第5項に高等学校等就学支援金に関わる条項を追加する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

第3条第5項の「高等学校等就学支援金一律分」を「高等学校等就学支援金通常の支給限度額」に改め、所得制限に関わる文言を追加する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

第3条第1項及び第2項の奨学金の額を授業料の全額若しくは授業料の半額から19,000円に改める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

第3条第1項及び第2項の奨学金の額を19,000円から授業料の全額に改める。また、同条第5項について、奨学金の支給額から高等学校等就学支援金支給額を差し引く旨の文言に改める。

奨学金申込書

年 月 日

鳥取敬愛高等学校長 様

保護者氏名

奨学生として奨学金を受けたいので、奨学金制度規程第5条の規定により下記のとおり申し込みます。

記

学 科	学 年	組	生 徒 氏 名
科	年	組	
科	年	組	

(注) 奨学金制度規程

第2条第3号 本校に兄弟姉妹で就学している場合の一方の者（兄又は姉）

第3条第2項 奨学金の額 授業料の全額とする。

奨学金申込書

年 月 日

鳥取敬愛高等学校長 様

保護者職氏名

奨学生として奨学金を受けたいので、奨学金制度規程第5条の規定により下記のとおり申し込みます。

記

学 科	学 年	組	生 徒 氏 名
科	年	組	
科	年	組	

(注) 奨学金制度規程

第2条第4号 本校教職員の子女

第3条第3項 奨学金の額「その他の手当」として学校納金の全額とする。